

# 先端材料技術協会 (SAMPE Japan)

## 規 約

昭和 60 年 5 月 10 日発行

昭和 63 年 7 月 1 日改定

平成 01 年 7 月 21 日改定

平成 13 年 7 月 26 日改定

平成 19 年 6 月 1 日改定

平成 19 年 7 月 26 日改定

平成 20 年 7 月 23 日改定

平成 21 年 7 月 29 日改定

平成 24 年 10 月 31 日改定

平成 27 年 7 月 16 日改定

平成 28 年 7 月 19 日改定

平成 29 年 7 月 20 日改定

平成 30 年 7 月 17 日改定

## 目 次

	ページ
第 1 条 組織	3
第 2 条 会員	4
第 3 条 役員および顧問	5
第 4 条 総会、役員・理事会および役員会	10
第 5 条 理事	11
第 6 条 委員会	11
第 7 条 運営事項	12
第 8 条 財政	13
第 9 条 改定	14

# 先端材料技術協会規約

## 第1条 組織

### 第1項 名称

本組織は、先端材料技術協会（英語名 **SAMPE Japan**）（以下協会という）と呼称され、**SAMPE** 本部（**SAMPE Global**）の組織下にあり、その日本地域本部（**Japan Region**）として位置付けられるものである。また、本協会は以下に規定する規約の定めにしたがって正式に入会を認められた会員により構成されるものとする。

### 第2項 事務所

協会は事務所を東京都豊島区（株式会社ガリレオ内）に置く

### 第3項 目的

協会は、材料とその加工・応用に関する技術を中心として、研究・開発、生産、利用ならびに教育に関する情報を、収集、交換、討議、そして見学するなどの場を提供し、これらの活動を通じて会員の利益に寄与することを目的とする。この目的を達成するため、協会は **SAMPE** 本部の **Global By-Laws** および **Global Practices(GPs)** に定められた規定と手順、協会規約、および同内規にしたがって、次の事業を行う。

- (1) 国際会議（**JISSE** ならびに **JISTES**）の開催
- (2) 技術情報交換会（例会と称す）の開催
- (3) シンポジウム、セミナー、研究会、見学会などの開催
- (4) **SAMPE Journal**、**SAMPE** 本部機関誌などの配布、ならびに協会会報、ニューズレター、などの発行と配布。
- (5) 会員名簿の作成と管理
- (6) ホームページの設置と管理
- (7) その他、協会の目的のために必要な事業。

### 第4項 運営機構

協会の運営機構は、年次総会（以下総会）、役員・理事会および役員会とし、その構成は第4条に規定する。

- A. 総会は、協会の最高決定機関であり、決算、予算および会長が必要と認めた事項について審議、決定を行うものとする。
- B. 役員・理事会は、協会の目的、規約、その他協会全体の運営に関する事項を審議、統括するものとする。
- C. 役員会は、役員・理事会で決定された方針に基づき、協会運営の実務執行を審議、統括するものとする。

## 第5項 支部

別途定める支部設立規定に従い、本協会の下に支部を置くことができる。

## 第2条 会員

### 第1項 種類

協会の会員資格は、以下に定める正会員、賛助会員、名誉会員、シニア会員および学生会員の5種類とする。

### 第2項 資格要件

#### A. 正会員

正会員は、材料ならびにその加工処理関連技術の研究・開発、生産、応用、教育、技術サービスおよび販売に専門的に従事していることを要す。

#### B. 賛助会員

協会の目的に賛同し、その運営を援助する意志のある、企業、各種法人、団体組織であることを要す。これらの各機関は、それぞれ所属する1名の代表者を定め、協会に登録するものとする。

#### C. 学生会員

学問研究課程に正規に登録されている大学生および大学院生、およびこれに準ずる者であることを要する。

#### D. 正会員、賛助会員および学生会員は、会員・広報委員会の承認によりそれぞれの会員となることができる。なお、協会および他の SAMPE 組織が開催する国際会議に登録出席した非会員で、別途定める内規に該当する者は、協会に速やかに登録することにより、正会員または学生会員となることができる。

なお、正会員が他の SAMPE 支部に所属した場合、その所属期間中に限り、本人の申し出により当協会を休会とすることができる。休会期間中は、規約第2条第3項(1)正会員に規定する権利および特典のうち、第2号のみを受けることができる。

#### E. 名誉会員

役員・理事会は、会長、会長経験者もしくは、表彰委員会から推薦があった以下の要件のいずれかを満たす正会員を、その議決により、名誉会員とすべく総会に提案することができる。その決定は総会の議決による。

\*10年以上に亘って正会員であり、且つ、協会に対する功績が顕著である事を協会により認められた者。

\*会長職およびその後の監査役の職を満了した者。

\*SAMPE Fellow に選ばれた者。

なお、名誉会員の氏名は、退会後も継続して協会の会員リスト(名簿)

に掲載する。

#### F. シニア会員

正会員として25年以上在籍し、年齢が65歳を超えたものは役員・理事会の承認を持ってシニア会員として登録され、別途定めるシニア会員料金にて正会員と同等のサービスを受けることができる。なお、第2項D.に規定する休会期間がある場合には、継続期間からこれを差し引く。

### 第3項 権利および特典

会員は次に規定する権利を有し、また特典を受けることができる。

#### (1) 正会員

1. 本協会規約に規定される投票権を行使し、また役職候補者として立候補することができる。
2. SAMPE 本部あるいは協会が主催する国際会議、講演会、研究会、見学会、展示会などの催し（以下、諸行事という）に、無料もしくは正会員を対象とする規定料金で参加することができる。
3. SAMPE Journal および SAMPE 本部と協会が発行する全会員対象の刊行物あるいは各種情報を受領することができる。
4. SAMPE 本部あるいは協会が発行する特定の刊行物を、会員を対象とする規定料金で契約の上購入することができる。

#### (2) 賛助会員

1. 協会に登録された1名の代表者は、正会員として登録され且つ同等の権利を有し、また特典を受けることができる。
2. 賛助会員機関に所属している人は、SAMPE 本部あるいは協会が主催する諸行事に、正会員と同等の条件で参加することができる。また SAMPE 本部あるいは協会が発行する特定の刊行物を、会員を対象とする規定料金で契約の上購入することができる。

#### (3) 学生会員

1. 別途規定される学生会員対象の年会費、あるいは諸行事での割引料金を納入することにより、役員選挙への投票権を除き正会員と同等の権利と特典を有することができる。

#### (4) 名誉会員

1. 正会員と同等の権利および特典を有するほか、役員・理事会への助言者としての臨席資格を有するものとする。
2. また下記の特典を受けることができる。
  - i) 正会員年会費の半額免除
  - ii) 諸行事参加費の半額免除

#### (5) シニア会員

1. 正会員と同等の権利および特典を有する。

2. また下記の特典を受けることができる。

i) 正会員年会費の半額免除

#### 第4項 会員資格の停止あるいは喪失

協会の規約に違反した会員は、役員・理事会の議決によってその会員資格が一時停止あるいは取り消される。

### 第3条 役員および顧問

#### 第1項 役員の役職名

協会の役員は、会長(President)、3名の副会長(Vice-President)および、次の担当役員からなるものとする。会長は SAMPE Global の Executive Cabinet Member を兼務する。

- ・ 総務・会計担当役員
- ・ 国際代表担当役員 (Global By-Laws に規定の人数)
- ・ JISSE 担当役員
- ・ 常任委員会担当役員
  - \* 財務委員会担当役員
  - \* 企画委員会担当役員
  - \* 例会委員会担当役員
  - \* コンポジット委員会担当役員
  - \* 会員・広報委員会担当役員
  - \* 表彰委員会担当役員
  - \* 学生委員会担当役員
  - \* 規則委員会担当役員
  - \* 国際会議委員会担当役員

#### 第2項 役員の職務

A. 会長：会長は、協会の運営統括の長であり、協会の目的を推進する義務を有し、その発展向上のため、次の職務を行うものとする。

- (1) 総会、役員・理事会および役員会の議長
- (2) 本部総会 (Global Board Of Director Meeting; Global BOD Meeting) および Global Cabinet Meeting などへの出席。
- (3) Global Executive Cabinet Member の職務。
- (4) 日本における国際会議 (JISSE, JISTES) の組織委員長あるいは実行委員長の職務。
- (5) SAMPE 本部、海外 SAMPE 地域本部および支部主催の国際会議についても必要とされる場合の会議への出席。
- (6) その他、協会の円滑な運営に必要な本規約で明示されている

職務、ならびに役員・理事会および役員会が付託する職務。

- B. 副会長：副会長は協会運営の副統括者であり次の職務を行うものとする。
- (1) 会長の補佐役として、協会を運営、統括する職務。
  - (2) 会長、または役員・理事会および役員会から付託された事項を遂行する職務。
  - (3) 筆頭副会長は、会長の不在あるいは職務遂行が不可能の場合、会長の権限を有し、その職務を代行するものとする。また筆頭副会長がその代行を遂行できない場合は、他の副会長、国際代表がその順に代行するものとする。
- C. 総務・会計担当役員：総務・会計担当役員は、協会の運営にあたり、会長、役員・理事会、ならびに役員会を補佐し、次の職務を行うものとする。
- (1) 総会、役員・理事会、役員会、および協会が主催する行事の開催通知の送付と出欠席の把握と総会成立の確認。
  - (2) 各会議の議事録の作成と、その保管職務。
  - (3) 協会の規約および財務担当役員に義務づけられた場合を除く、帳簿類、消耗品、協会財産、その他役員会によって要請される品目などの保管職務。
  - (4) 会長、役員・理事会または役員会から要請のあった報告書や書類の作成、提出職務。
  - (5) 他機関との契約の維持・更新に関わる職務。
  - (6) その他、会長、役員・理事会または役員会から付託された業務を遂行する職務。
  - (7) 協会の業務委託先である、株式会社ガリレオとの密接な連絡および、協会の会計業務の委託とその管理の職務。
  - (8) SAMPE 本部の By-laws および Practices に定められた以下の業務を遂行する職務。
    - i) 会員名簿の更新、SAMPE 本部への会員名簿の通知
    - ii) 国際会議および展示会に対するロイヤルティの支払いと会計計算書の送付
- D. 財務委員会担当役員：財務委員会担当役員は、第 7 条運営事項に明記された業務委託先である株式会社ガリレオと密接に連絡をとりながら、以下の職務を行うものとする。
- (1) 役員会、役員・理事会および総会において、財務状況を報告する職務。
  - (2) 役員会、役員・理事会および総会への決算報告書案、次年度予算案を提出する職務。

- (3) その他、会長、役員・理事会または役員会から要請のあった、資金を必要とする事項に対して予算案の作成を行う職務。
- E. 国際代表担当役員：国際代表担当役員は、協会ならびに、SAMPE 本部の運営に関与し、その目的の推進と向上に尽力し、次の職務を行うものとする。
- (1) 会長とともに協会を代表し、本部総会（Global Board Of Director Meeting, Global BOD Meeting）に出席し、その内容を役員会および役員・理事会に報告する職務。
- (2) 協会の運営にあたって、会長、役員・理事会および役員会を補佐し、本規約に規定する職務および、会長、役員・理事会または役員会から付託された事項を遂行する職務。
- F. JISSE 担当役員：JISSE のシンポジウム委員長を、その任期中に限り JISSE 担当役員とし、会長が委嘱し必要な手続きを経て任命される。
- G. 常任委員会担当役員：常任委員会担当役員の職務は、常任委員会運営規定の中で定める任務を達成するための活動とする。

### 第 3 項 顧問の資格と職務

前会長を除き、過去に会長職を務めた者は、顧問として協会の運営にあたり、会長、役員・理事会および役員会を補佐、指導するものとする。そのため、役員・理事会、役員会への助言者としての臨席資格を有するものとする。

### 第 4 項 役員の選任

役員の選任は、以下の選任手続きに従って行われるものとする。

#### A. 選任の時期

JISSE 担当役員を除き、協会の次期役員は、2 年ごとに 6 月末までに選出されなければならない。

#### B. 選任資格要件および制約

- (1) 全役員選任候補者は、協会の正会員であり、さらに選任以前に 1 年以上の会員歴を有することを要する。
- (2) 本規約の推薦手続きに従って、選任対象候補者として正式に指名されたものであることを要する。
- (3) 何人といえども、協会の二つ以上の常任委員会担当役員を兼務することはできない。

#### C. 推薦委員会

役員会の承認を経て、会長は、委員長 1 名、委員 3 名で構成される推薦委員会を指名する。

推薦委員会は、総会に先立つ直近の役員会までに、推薦する候補者を決定し、役員会に報告しなければならない。



#### D. 指名

協会役員として選任されるすべての候補者は、総会に先立つ直近の役員会で、推薦委員会の推薦に基づき、審議の上指名されなければならない。

#### E. 選任手続き

選任は、次の方法により実施される。

- (1) 会長は、候補者を除いた正会員の中から、選挙管理委員を3名以上任命し、役員会の承認を得る。またこの委員以外に1名以上の者が、開票、および集計の立会人として指名される。
- (2) 前記の、指名を決定した役員会から10日以内に、会長名にて、選挙資格をもつ各会員に、説明要項を付して、投票用紙、それを入れる封筒および返信用切手を貼付した選挙管理委員会宛封筒を郵送しなければならない。  
投票権が行使された用紙の返却期間は、発送の日から20日間とする。
- (3) 投票用紙には、投票を示すマーク以外の記載があってはならない。  
また、その投票用紙は、前記の封筒に封入され、封筒の表には投票者の氏名が署名されていなければならない。
- (4) 投票権者から受領した封書は、立会人のもとに開封し得票数を集計する。投票用紙は役員会に報告された後に処分される。
- (5) 有効投票数の過半数の得票により、役員に選任されたものとする。

#### F. 選任の報告

選任された役員は、総会前の役員・理事会および総会で報告される。

#### G. 通知

総務・会計担当役員は、選任された新年度役員の名簿を、できるだけ速やかに、本部事務局（SAMPE GBO）に通知しなければならない。

### 第5項 役員任期

- (1) 任期は、同一担当職務について2年とし、4年を限度として、留任を妨げない。
- (2) 総務・会計担当役員および第7条 4項に定めるISO 所長については、その職務が継続性を必要とするので、同一担当職務でも留任の限度を設けない。

### 第6項 欠員

#### A. 欠員の補充

役員に欠員が生じた場合には、次の規定により補充する。

- (1) 会長に欠員が生じた場合は、筆頭副会長が自動的に会長に就任し、前任者の残された任期の間その職を務めるものとする。
- (2) 副会長に欠員が生じた場合には、欠員発生後60日以内に役員会・

理事会の承認を得て、会長が任命する。

- (3) その他の役員に欠員が生じた場合には、会長は、その時の事情に即して、役員・理事会の承認を条件として、新役員を任命するものとする。

ただし、この任命を受ける者は、すべて該当する選任資格要件を満たしていなければならない。

任命された役員は、前任者の残された任期の間その職を務めるものとする。

- (4) 欠員補充のため選任された新役員の氏名、職名ならびに前任者の氏名を、総務・会計担当役員はできるだけ速やかに本部事務局 (SAMPE GBO) に通知しなければならない。

#### 第4条 総会、役員・理事会および役員会

##### 第1項 構成

- (1) 総会は、役員、理事および投票権を有する会員の出席者および委任状提出者によって構成され、年1回、原則として年度終了後1ヶ月以内に開催するものとする。
- (2) 役員・理事会は、協会の役員、理事、ISO 所長、および、助言者として顧問、名誉会員ならびに、会長が必要に応じて指名した者によって構成されるものとし、年2回開催する。
- (3) 役員会は、協会の役員、ISO 所長、および、助言者として顧問ならびに会長が必要に応じて指名した者によって構成されるものとし、原則として年2回開くものとする。
- (4) 3つの会議の事務局は、総務・会計担当役員が担当し、ISO 所長が補佐するものとする。

##### 第2項 権利義務

役員・理事会および役員会は、SAMPE 本部ならびに協会の諸規約に従ってその権利を行使し、与えられた業務を処理し、資産を管理する義務を負う。

##### 第3項 会議の成立条件

- (1) 総会の成立条件において、正会員、シニア会員と賛助会員および名誉会員の中で総会出席会員と委任状提出者の数が、会員総数の五分の一を超えれば成立したものとする。
- (2) 役員・理事会は、出席役員、理事及び委任状を含めた数が、役員、理事の総数の三分の一を超えれば、成立したものとする。
- (3) 役員会は、出席役員および委任状を含めた数が、役員総数の三分の一を超えれば、成立したものとする。

#### 第4項 議決

総会、役員・理事会および役員会は、それぞれの出席資格者の委任状提出者を含めた有効出席者の過半数を越える承認によって議決される。なお事前に委任状を提出しない欠席者はこの議決に従うものとする。

### 第5条 理事

#### 第1項 委嘱

(1) 理事は、会長により委嘱されるが、役員の職務を兼務しないものとする。

(2) 理事は、会員が属する産業界を代表する人、および学識経験者に委嘱するものとする。

#### 第2項 資格要件

理事は、原則として会員であることを要するが、会長が必要と認めた場合には、非会員にも委嘱することができるものとする。

#### 第3項 任期

理事は、委嘱された年度の7月1日からその職務にあたるものとし、任期は2年とするが、留任を妨げない。

#### 第4項 任務

理事は、本規約に従い、役員・理事会を通じて役員会ならびに常任委員長を指導し協会運営方針の策定に参画するとともに、会長および役員に対して意見を述べ助言を与える任務を負う。

### 第6条 委員会

#### 第1項 常任委員会

会長は、次の常任委員会の委員長を委嘱することができるものとする。

- |              |            |
|--------------|------------|
| A. 企画委員会     | F. 財務委員会   |
| B. 例会委員会     | G. 表彰委員会   |
| C. コンポジット委員会 | H. 学生委員会   |
| D. 会員・広報委員会  | I. 国際会議委員会 |
| E. 規則委員会     |            |

#### 第2項 SAMPE Fellow 推薦委員会

A. 会長は、役員の承認を得て、委員長1名、委員5名以内で構成される推薦委員会のメンバーを指名する。なお、推薦委員会のメンバーは、協会のSAMPE Fellow 受賞者または顧問の中から指名するものとする。

B. 推薦委員会は、協議の上、今までの業績等に鑑み、SAMPE Fellow とし

てふさわしい候補者を選出し、その結果を会長に報告するとともに、**SAMPE Fellow** 推薦者として本人に通知する。なお、推薦委員会は、必要に応じて、推薦者に対して申請に関する支援を行う。

#### 第3項 特別委員会

会長は、役員・理事会の承認のもと、必要と思われる特別委員会を企画し、委員長を委嘱することができるものとする。

#### 第4項 常任委員会の任務および運営規定

A から J までの、第1項に定められた10の常任委員会の任務および運営は、別途定める各委員会の運営規定、内規、および細則による。

### 第7条 運営事項

#### 第1項 総会

協会は、役員の内命、決算報告と承認、旧年度の運営結果ならびに新年度の運営方針の提案と承認、それに伴う予算案の提案と承認等の業務執行のため役員会の定める日時、場所において総会を開催するものとする。

#### 第2項 役員・理事会および役員会

役員・理事会および役員会は、会長が定める日時、場所において、会長の召集によって開催されるものとする。

#### 第3項 協会事務の外部委託

協会業務の内、下記の業務については、業務委託契約先である㈱ガリレオに委託する。委託業務の詳細内容については「協会業務委託契約書の別紙1及び別紙2」に定め役員会の承認を得るものとする。

- A. 入退会受付と会員原簿管理
- B. 会費の徴収・催告書の送付
- C. 協会誌等の送付・管理
- D. 入出金、帳簿などの会計業務
- E. 決算書案および予算原案の作成
- F. 郵便物・電話問合せ等への対応
- G. 役員選挙に関わる業務
- H. Website 等管理業務
- I. 例会・セミナーの運営サポート

#### 第4項 SAMPE JAPAN ISO

インフォメーションサービスを目的として、日本地域本部の中に **SAMPE JAPAN ISO**（以下”ISO”と略称）を設置する。

- A. ガリレオへの委託業務以外の、非定常業務の処理、ならびに会員に対する諸情報サービスを目的として、ISO を設ける。

- B. ISO には、所長を設け、役員・理事会の承認を経て、会長が任命する。
- C. ISO 所長には、事務局員として、適当額の報酬を支払うものとし、その額は、会長の提案に基づき、役員・理事会の承認を得て決定する。

#### 第 5 項 議事運営権限

総会、役員・理事会および役員会の運営については、会長が議長を、総務・会計担当役員と ISO 所長が事務局を務めるものとする。

#### 第 6 項 協会運営統括権限の制約と改定

協会の規約、規定は、すべて SAMPE 本部の諸規定に反してはならず、それらが協会の実状に合わない場合は、その改定を本部に提案し、案件の内容により、本部の Global Cabinet Meeting または本部総会 (Global BOD Meeting) での承認を得て改定する。

#### 第 7 項 規約の配布

原則として、ホームページに掲載する。

#### 第 8 項 協会出版物の配布と斡旋

本部出版物としての SAME Journal、および本協会が発行する協会会報、ニューズレター等の通知、情報を載せた資料を会員に配布するとともに、個別契約により、本部出版の SAME Journal 以外の出版物、および本協会が出版、発行する資料を有償で斡旋する。

### 第 8 条 財政

#### 第 1 項 一般方針

協会が受けた出資、または、その運営活動により得られた資金は、役員・理事会の承認のもと ISO 所長が管理するものとする。

また、当該資金は、役員・理事会が決定する方法と時期において、協会の目的達成のために支出されるものとする。

#### 第 2 項 年会費

- A. 年会費の額は、役員・理事会で審議し、総会での議決によって定められる。会費は、前払いとし、毎年 7 月 1 日までに次年度の会費を支払うものとするが、その支払が滞った場合には、3 ヶ月後、および 6 ヶ月後と合計 3 回の支払い請求を行う。また総務・会計担当役員は、納入された会費の中から SAMPE 本部の Global By-Laws に基づいて算定した金額を、本部事務局 (SAMPE GBO) に振込むものとする。
- B. 年度の途中で入会した会員は、その時期に限らず、その年度の年会費 1 年分を請求する。また、年度の途中で退会した会員には、その時期に拘らず、会費の返却は行わない。
- C. 3 ヶ月を越えて会費を滞納した者は、本部会員名簿および協会会員名簿か

ら抹消される場合もありうる。ただし、現会費および滞納分を全額払い込むことにより、正会員として復帰することができる。

また、1年を越えて会費を滞納した会員は、協会の会員資格を放棄したものと看なされることがある。

D. 年会費の請求は、業務委託契約に基づき、ガリレオが行うものとする。

### 第3項 会計年度

協会の会計年度は、毎年7月1日から翌年の6月末日までとする。

### 第4項 報酬および経費

A. 会員が協会のために為す活動は、本規約に規定されている場合を除き、すべてボランティア活動であり、原則として報酬は支払われないものとする。

B. 役員、顧問、名誉会員および常任委員会メンバーが、その職務を遂行するために発生する費用は支払われるものとし、その額はその額は予算に計上されなければならないものとする。

C. 本協会に所属する SAMPE Global 本部の Board メンバーが Global By-Laws に基づいて出席義務を負う SAMPE Global 本部の会議に出席するための往復航空運賃と、会長が他の地域本部および海外支部との Official Meeting に出席するための往復航空運賃については、必要経費として協会から支払われるものとし、その費用は交通費として予算に計上されなければならない。

### 第5項 会計業務

A. 年会費、賛助会費、機関誌の購読料など、定常的な会計業務は、業務委託契約を締結しているガリレオが代行し、必要に応じて財務委員会担当役員がその内容を把握し、定例の役員会および役員・理事会で報告する。

B. 協会が主催する研究会、見学会、講演会、セミナーなどについての会計業務、ISO の活動に伴う会計業務など、外部委託業務以外の会計業務は、全て総務・会計担当役員が行い、ガリレオに毎月の収支内容の報告を行う。ガリレオは、委託会計業務の内容と、協会から報告のあった収支内容を纏めた中間報告を、別途定める通り4半期ごとに行い、毎年度末には年度決算書類を作成する。

## 第9条 改定

### 第1項 手続き

本規約は、会員により下記の手続きに基づいて改定することができる。

#### A. 申請

正会員10名以上の賛同を得た改定案は、役員会または役員・理事会に申請される。

B. 検討

- 1) 役員会または役員・理事会は、申請された改定案の検討を規則委員会に付託し、意見の提出を指示する。
- 2) 規則委員長は、委員会において検討の上、その意見を次回役員・理事会で報告する。

C. 審議・決定

役員・理事会は、規則委員会の意見を参考にして審議し、その採否あるいは改定案の内容を決定する。

D. 報告と承認

会長は、直近の総会で、その審議、決定内容を報告し承認を得るものとする。

第2項 有効性

改定条項は、総会の承認を得た後ただちに発効されるものとする。

以上